

研究指導 大津 淳 准教授

# 日本における IFRS (国際会計基準) 強制適用に関する一考察

秋葉みはる 藤間陽子 成川沙哉佳 原澤憲司

## 1. 研究の動機・目的

2009年6月に金融庁は「我が国における国際会計基準の取扱いについて(中間報告)」<sup>1</sup>を公表した。上場企業の連結財務諸表に、国際会計基準(以下、「IFRS」と表記)の任意適用を2010年3月期から認め、強制適用<sup>2</sup>の判断の時期については2012年を目途にした。

しかし、2011年6月に自見元金融担当大臣が「IFRS適用に関する検討について」<sup>3</sup>を公表し、2015年3月期についての強制適用は考えていないことと、仮に強制適用する場合であっても、その決定から十分な準備期間の設定を行うことを示した。このような、金融庁によるIFRS強制適用の延期の公表を受け、日本がIFRSを強制適用することを改めて考え直す必要があるのではないかと考えた。

そこで本論文では、IFRSを適用している企業の事例調査などを行い、日本がIFRSを強制適用すべきかどうかを考察したい。

## 2. IFRS の概要

### 2-1. IFRS とは

IFRSとは国際会計基準審議会(以下、「IASB」と表記)によって定められる会計基準である。IFRSの目的は投資家に必要な情報を開示することであり、IFRSの採用という場合には、通常、上場企業の連結財務諸表への適用を指す。2005年に欧州域内の全上場企業に対してIFRSの適用が義務づけられて以来、世界120カ国以上で採用されている<sup>4</sup>。

### 2-2. IFRS 適用のメリット・デメリット

IFRS 適用のメリットは、主に海外企業との比較可能性の向上、財務情報の透明性の増大、資本コストの低減、連

結決算の効率化などが挙げられる。

一方、デメリットとしては適用コストの発生、財務情報作成の手間、見積もり・判断の余地の拡大などが挙げられる。IFRSを適用する際に、企業はこのようなデメリット以上に、メリットを得られるか、自社で判断する必要がある。

### 2-3. 日本基準と IFRS の差異

図表1は日本基準とIFRSの主要な差異をまとめたものである。日本基準とIFRSの差異はいくつかあるが、ここでは本論文にて言及する差異について確認する。

まず1つ目の差異は、会計処理の判断基準が挙げられる。日本基準では、会計処理上のルールや基準を詳細な規定で予め決めておくという細則主義を用いている。一方、IFRSでは大まかな原則は決めておくが、細かい規則や数値基準は示さないという原則主義を用いている。そのため、IFRS適用によって企業は原則を理解し、自社に最適な会計処理を選択しなければならない。

2つ目の差異は、収益認識が挙げられる。日本基準では、商品を出荷した時点で売上を計上しているが、IFRSでは顧客が商品を受け取った時点で売上を計上している。そのため、IFRS適用によって、契約内容の把握や顧客ごとの出荷から着荷に至るプロセスの分析が必要になる。

3つ目の差異は、日本基準では最終的な利益を、収益から費用を差し引いて計算される当期純利益としているが、IFRSでは当期純利益にその他包括利益を足して計算される包括利益を最終的な利益としている。包括利益の表示によって、企業の時価変動リスクなどが明確に把握されるようになる。

図表1 主要な差異

	日本基準	IFRS
会計処理	細則主義	原則主義
収益認識	多くの企業は「出荷基準」で売上を計上する	「着荷基準」もしくは「検収基準」で売上を計上する
最終的な利益	当期純利益	包括利益

<sup>1</sup> 金融庁、「我が国における国際会計基準の取扱いについて(中間報告)」, <http://www.fsa.go.jp/news/20/20090616-1/02.pdf>

<sup>2</sup> 上場企業だけでなく、金融庁の資料からも非上場企業の適用は将来的にも全く想定されていない

<sup>3</sup> 金融庁、「IFRS適用に関する検討について」, <http://www.fsa.go.jp/common/conference/danwa/20110621-1.html>

<sup>4</sup> 2012年4月現在

### 3. 導入の背景

#### 3-1. 欧州について

米国の脅威に対抗するため、欧州内での統合市場の形成を目指し、会計基準の統一化を図り、かつ米国や日本でもその会計基準を使えるように試みた。また、市場内における異なる財務報告の共存は、コストがかかるとともに、投資家に比較可能な情報が提供されなくなってしまう。それによって、クロスボーダー取引を妨げ、市場を断片化させてしまうことが、欧州証券市場にとって深刻な競争上のデメリットになるとしている。そのため、2005年から欧州域内上場企業の連結財務諸表に強制適用した。現在、7,000社～8,000社が適用している。

#### 3-2. 米国について

20世紀後半に至るまで、世界で最も利用されていたのは米国の会計基準であった<sup>6</sup>。

しかし、2001年のエンロン事件<sup>7</sup>、2002年のワールドコム事件<sup>8</sup>などの会計不正事件が発生し、米国会計基準の信頼が失墜したことがIFRS導入の主な背景だと考えられる。2008年、米国会計基準審議会(以下、「FASB」と表記)が米国へのIFRS適用にむけた計画表案を公表し、アドプション<sup>9</sup>に転換した<sup>10</sup>。この計画表の内容は、2011年までにIFRSと米国会計基準とのコンバージェンス<sup>11</sup>が進み、米国資本市場において、IFRSが受け入れ可能と判断された場合に、その使用を認めるとするものだった。

しかし、2012年に適用の意思決定をする予定だったが、米証券取引委員会(以下、「SEC」と表記)が延期を決定した。理由として、会計制度の抜本的な制度改革が必須であると同時にコストがかかりすぎるということが挙げられている。

#### 3-3. 韓国について

1997年に発生した金融危機から回復し、好調な輸出が牽引する韓国経済は、一時的にリーマンショックによる落ち込みはあったが、近年堅調に推移し、サムスン電子

などのグローバル企業に代表されるように、世界における存在感を高めている。このような企業の躍進の一方で、韓国の会計制度は透明性が高いとは見られず「コリアディスカウント」<sup>12</sup>の状態が長く続いていた。そこで韓国会計基準委員会(以下、「KASB」と表記)は、この問題を解決するためにIFRSの全面適用を決定し、2007年3月にIFRS導入ロードマップを発表して以後準備を進めてきた。そして、2011年1月1日以降開始する事業年度から上場企業などにIFRS適用が義務付けられた。早期適用を行った企業は2009年度に14社、2010年度は47社となり、強制適用の2011年度は上場企業で約1,800社、非上場企業で約200社、合計約2,000社がIFRSを適用している<sup>13</sup>。

#### 3-4. 日本について

バブル崩壊で日本の資本市場が魅力を失ったことや、含み損を隠す不透明な企業の決算に対する批判があり、1990年代後半から会計基準の見直しの速度が増した<sup>14</sup>。そして、2009年6月に金融庁は「我が国における国際会計基準の取扱いについて(中間報告)」を公表し、それによると国際的な財務・事業活動を行っている上場企業の連結財務諸表に、IFRSの任意適用を2010年3月期から認めることを示した。また、IFRSの強制適用の判断の時期については2012年を目途とし、2012年に判断の場合は2015年または2016年に適用開始とした。

しかし、2011年6月に自見元金融担当大臣が「IFRS適用に関する検討について」を公表した。それによると、2015年3月期についての強制適用は考えていないこと、仮に強制適用する場合であってもその決定から5～7年程度の十分な準備期間の設定を行うということを示した。また、IFRS強制適用延期の理由として、米国やインドがIFRS適用を後退させていることや、東日本大震災で製造業のサプライチェーン<sup>15</sup>が被害を受けていることなどを挙げた。

<sup>5</sup> 国境などが異なる区域を越えておこなわれる取引

<sup>6</sup> サンブリッジFAグループ、「5月金融・経済レポート」,  
[http://www.sunbridge.co.jp/news/img/img319\\_file.pdf](http://www.sunbridge.co.jp/news/img/img319_file.pdf)

<sup>7</sup> 米国のエンロン社による会計不正経理、不正取引

<sup>8</sup> 米国の大手通信会社であったワールドコムによる粉飾決算事件

<sup>9</sup> 「採用」「導入」の意。自国基準としてIFRSを採用すること

<sup>10</sup> 金融庁、「国際会計基準(IFRS)に係る討議資料(1)」,  
[http://www.fsa.go.jp/singi/singi\\_kigyuu/siryuu/soukai/20111017/01.pdf](http://www.fsa.go.jp/singi/singi_kigyuu/siryuu/soukai/20111017/01.pdf)

<sup>11</sup> 「収斂」の意。自国基準をIFRSに近づけていくこと

<sup>12</sup> 韓国の会計制度が低く評価されること

<sup>13</sup> 藤原良介、「IFRS導入と法人税法改正～韓国の事例～」,  
[http://www.kpmg.or.jp/knowledge/foreign-newsletter/asia-pacific/2012/pdf/201201\\_2.pdf](http://www.kpmg.or.jp/knowledge/foreign-newsletter/asia-pacific/2012/pdf/201201_2.pdf)

<sup>14</sup> 中島康晴、「知らないではすまされないマネジメントのためのIFRS」,日本経済出版社,2010年

<sup>15</sup> 製造した商品が、消費者に届くまでの一連の工程

## 4. 海外企業の事例

本章では、海外企業の IFRS 適用事例から何が明らかになったかを探る。また IFRS 適用を契機に発生した問題、解決した問題などを会計基準の違い、法体制や市場体制の違いなどに注意し参照する。

### 4-1. 欧州企業の対策

欧州では統一基準として IFRS を先行適用していることから参考点があると考えられる。

#### (1)原則主義への影響

欧州の会計基準は元々が細則主義ではなく、原則主義が基盤となっていたため、IFRS への移行の際にも大きな混乱は生じなかったとされている。原則主義への対応として、欧州の利害関係者を集め、具体的な問題点を議論する委員会が開催されている<sup>16</sup>。

また原則主義の国際的な問題は、IFRS 解釈指針委員会<sup>17</sup>(旧:IFRIC、現:IFRS IC)へ情報を提供している。

#### (2)企業や利害関係者への影響

欧州加盟国の中でも、IFRS をこれまでの基準からの一部変更ではなく、全く新しい会計基準として捉えるようにされている。また IFRS へ移行する上での注意点は、棚卸資産や繰延税金などの変更点があり、最も明確な点では用語の変化などが挙げられる。

IFRS に関する情報もあふれているため、情報の整理が必要と考えられる。そのため、会社の規模や形態を踏まえ何から手をつけていくかを考えるべきである。

#### (3)ルノー<sup>18</sup>の事例

2004 年に IFRS を適用しているルノーは、自動車製造業のため、研究開発への投資が他業種よりも多いとされる。そのため、IFRS 適用による原則主義の影響から、今まで経費として計上していた研究開発費などを資産として計上することになった。よって適用前には、大幅な資産の増加が考えられていた。そのための対策として 2002 年ごろから、2 年間にわたり約 1,100 億円の開発費を段階的に資産計上した。この結果、資産の増加量を 1,075 億円程度に抑え、IFRS 適用後の急激な資産の変化を抑えることができた。

### 4-2. 米国企業の対策

日本と同じく最終的な結論を出していない米国では、2010 年から上場企業の財務諸表に対し IFRS をいかにして組み込むかを検討している。

#### (1)原則主義の影響

米国では、IFRS 適用にあたり、解釈の幅が広く選択できる処理が多い場合には、一貫した執行がないと実質的な比較可能性が損なわれる可能性があると考えられている。また監査法人の解釈が、経営者の合理的と考える会計処理と同じ結論に到達しない可能性がある。

IFRS 適用による原則主義への変更の際には、ガイダンスが必要とされる。また米国では IFRS の教育が進んでいないため、適用が決定された際には十分な教育が必要である。

#### (2)企業や利害関係者への影響

IFRS には、現行の米国基準に対応するような、特定の規制業種に特化した会計基準がないため、IFRS がこれに関する基準を作らない限り、米国基準を使い続ける必要が生じることなどが指摘されている。各法律などには「米国基準」という用語が使われている例が多く、「米国基準」を存続させる仕組みにしない限り、膨大な法律や契約の変更の必要性が生じてしまう。

また米国の IFRS に対する対応が遅れている理由としては、米金融規制改革法<sup>19</sup>に基づいた規則策定の対応に時間と人員を割かれている事、IFRS に対する投資家からの理解、教育、システムの変更点や契約面での取決めなど、多面的な視点で検討する必要があるためである。

### 4-3. 韓国企業の対策

韓国は、日本と同じく製造業が多く、輸出が多いなどの共通点があるため参考点があると考えられる。

#### (1)原則主義への影響

韓国では原則主義への移行の際に、企業から実際の IFRS には詳細なルールが記載されており、適用前に思っていたほど原則主義ではなく例外の規定<sup>20</sup>が多々存在するとの指摘があった。しかし一方では、正確な解釈を得るのに苦労しているとの指摘もある。

<sup>16</sup> 欧州委員会(EC)が開催している

<sup>17</sup> IFRS の公式な解釈を行い、既存の基準書などの改訂や新たな解釈指針の公表を行っている団体である

<sup>18</sup> フランスのパリに本社を置く自動車製造会社である

<sup>19</sup> 金融危機を発端とする経済危機を防ぐ目的があり、金融取引を様々な面で規制する内容の法律である

<sup>20</sup> IFRS 第 3 号にて偶発負債、売買目的で保有する資産、法人所得税、株式報酬、従業員給付などに例外的規定が定められている

これらの問題の原因としては、欧州と米国とのコンバージェンスが挙げられる。また原則主義への対応として韓国では、質疑応答制度(プレクリアランス制度)<sup>21</sup>が導入されKASBなどが対応している。

(2)企業や利害関係者への影響

韓国では、IFRS が上場企業に義務化されたことに伴い、従来の韓国会計基準から上場企業および金融企業を対象とした IFRS への移行の際に、IFRS を適用しない非上場企業向けの一般企業会計基準<sup>22</sup>が新設されている。韓国企業から見て、IFRS と従来の基準はそれほど違いもなく、大きな影響もなかったとの意見があった。しかし一方で、連結の範囲、公正価値測定など、個別基準では大きな影響があるとの意見があった。

また IFRS の義務化に伴い、韓国では会計基準が二元化した。会計基準の二元化により、同一の事象でも会計基準から税負担に対する差異が発生する可能性がある。

(3) LG エレクトロニクス<sup>23</sup>の事例

韓国基準は3章でも述べているように「コリアディスカウント」の問題解決のため、2007 年より IFRS に対する準備が進められていた。LG エレクトロニクスでは、2010 年より IFRS の早期適用が行われた。早期適用の理由としては、会計の信頼度向上や連結決算の容易性など、メリットの早期獲得や国際競争力の向上を狙ってのことである。また同企業に限らず、韓国企業が IFRS 適用をスムーズに行えた理由としては、2003 年に移行が決定し、2005 年から適用に乗り出した欧州の企業に比べて、適用に対する準備の期間があったからである。

5. 日本企業の事例

5-1. 任意適用企業の事例

本章では実際に IFRS を任意適用している日本企業の事例より、IFRS 適用が日本企業に与える影響を調査する。任意適用している日本企業の企業名と適用時期は図表2の通りである。住友商事は米国基準から IFRS への変更であることと、2013 年 3 月期第 1 四半期に適用した企業は適用期間が短く十分なデータが得られなかったため、

調査対象からは外す。そのため、2010～2012 年にかけて適用した日本電波工業(株)、HOYA(株)、日本板硝子(株)、日本たばこ産業(株)の計 4 社の事例を調査する。なお以下、本文中では「(株)」を省略する。

図表2 IFRS を早期適用している日本企業一覧<sup>24</sup>

企業名	適用時期
日本電波工業(株)	2010年3月期
HOYA(株)	2011年3月期
住友商事(株)	"
日本板硝子(株)	2012年3月期第1四半期
日本たばこ産業(株)	2012年3月期
(株)ディー・エヌ・エー	2013年3月期第1四半期
アンリツ(株)	"
SBIホールディングス(株)	"

出所:東京証券取引所,「IFRS を早期適用している会社一覧」,  
<http://www.tse.or.jp/rules/ifrs/info.html> より筆者作成

日本電波工業

同社は、IFRS を適用することによって、「財務報告の一層の品質向上と経営効率の向上」を図ろうと考えている<sup>25</sup>。IFRS 適用にあたって、財務部の20数人のうち、約5人が中心となって取り組んだ。行った作業として、内部統制の観点から IFRS ベースのグループの会計指針を策定した。また、財務部内ではIFRSについての勉強会を開催した。IFRS の財務諸表を作成するにあたって特に負荷がかかったのは、IFRS と日本基準の差異を示すために、従来の日本基準の連結決算、さらに単独決算も作成しなければならなかった点である<sup>26</sup>。担当部門によっては通常の3倍の負荷がかかった。また、決算発表に当たり、東京証券取引所と短信の発表形式について何度もすり合わせ作業を要した。

同社は「IFRS の導入を機に、グループ企業全体で会計処理のルールを統一したため、拠点間での情報の差異はほとんどなくなった」とし、経営管理の品質が向上したとしている<sup>27</sup>。

HOYA

同社は、「一般論として、IFRS の適用は、企業業績の

<sup>21</sup> 特定の会計処理が認められるかを作成者が疑問に思う場合に問い合わせることができる制度  
<sup>22</sup> 非上場企業の負担軽減のため、IFRS の規定を一部簡略化し制定された基準である  
<sup>23</sup> 韓国ソウル市に本社を置く総合電子機器メーカーである

<sup>24</sup> 平成 25 年 1 月現在  
<sup>25</sup> 日本電波工業(株),「第 69 期報告書」,p.1 より引用  
<sup>26</sup> 初度適用企業は少なくとも 1 期分の比較対象期間の IFRS と日本基準の差異の情報を表示しなければならない  
<sup>27</sup> 日経ビジネス,「グローバル企業にとって“経営管理の標準化”は不可欠」,  
<http://special.nikkeibp.co.jp/ts/article/ab0b/115843/>より引用

グローバルな比較にとっては大変有用なもの」と捉えており、海外の企業との比較可能性の向上を IFRS 適用の理由としている<sup>28</sup>。

IFRS に対する取り組みはかなり以前から少人数チームで行い、兼任体制でプロジェクトを推進した。IFRS 公表までの外部コストとして4年間で3~4億円掛かった。

#### 日本板硝子

同社は、IFRSの適用について、「当社グループの国際的な事業展開と株主構成に、適したものである」としている<sup>29</sup>。また、2006年のピルキントン社<sup>30</sup>買収により、すでにグループの約3分の2はIFRSを使用しているため、グループ全体がIFRSを用いることは、「内部の意思決定プロセスに非常に有益」としている<sup>31</sup>。

#### 日本たばこ産業

同社は、グローバル企業として着実な成長を続ける中で、「財務情報の国際的な比較可能性を向上させる」ことや、「国際的な市場における資金調達手段の多様化」などが必要だと判断し、IFRSを適用した<sup>32</sup>。

IFRS適用にあたって、IFRSプロジェクトチームを発足させた。財務諸表作成担当が9人、システム対応担当が4人、開示対応担当が4人で構成された。日本基準とIFRSとのギャップ分析や調整項目の確認、子会社を特定した上での対応方針の検討などの作業を行った。また、システム改修や外部アドバイザーとして約11億円の対応コストが掛かった。

同社はIFRS適用によって、「ビジネスの実態に近づき、説明可能性が増した」としている<sup>33</sup>。

### 5-2. 財務数値に与える影響

日本基準とIFRSでは会計処理の方法が異なる。そこで、IFRS適用企業の適用初年度の財務諸表をもとに、会計基準が日本基準からIFRSへ変更になった場合の財務数値に与える影響を調査する。

#### 日本電波工業

日本電波工業の財務数値の変化は図表3の通りである。

また、差額はIFRSの数値から日本基準の数値を引いた値である。

日本基準の出荷基準からIFRSの着荷基準に変更したため、売上高が60百万円減少している。日本基準では営業外損益または特別損益として計上されていた固定資産廃棄損、減損損失などが、IFRSでは日本基準にない「その他営業損益」として営業利益に計上されたことや、研究開発費と遊休固定資産減価償却費の減少、日本基準ではこれまで認識していなかった有給休暇費用の増加<sup>34</sup>などが影響し、営業利益が870百万円減少している。さらにその影響によって税引前当期利益は449百万円増加し、当期利益も338百万円の増加となった。また同社は有形固定資産の償却方法を従来の定率法<sup>35</sup>から定額法<sup>36</sup>に変更した。

図表3 日本電波工業 (単位:百万円)

	日本基準	IFRS	差額
売上高	52,650	52,590	- 60
営業利益	4,849	3,979	- 870
税引前当期利益	3,854	4,303	+ 449
当期利益	3,999	4,337	+ 338
総資産	62,837	64,558	+ 1,721
純資産	23,971	24,193	+ 222
負債	38,865	40,364	+ 1,499

出所:2010年3月期決算短信より筆者作成

#### HOYA

HOYAの財務数値の変化は図表4の通りである。同社は、カスタマー・ロイヤルティ・サービス<sup>37</sup>により引き渡す商品の原価相当額を販売費及び一般管理費として計上していたが、IFRSでは商品の売価相当額を負債として繰り延べるため、売上が増加した。また、収益認識を出荷基準から着荷基準に変更したことも影響し、売上高は全体で201百万円増加した。日本基準ではのれんを償却するのに対し、IFRSではのれんを償却しないため収益が増加したことや、有給休暇費用が増加したことが影響し、税引前当期利益は1,796百万円増加した。さらにその影響

<sup>28</sup> 垣内郁栄,「12月:貴重なIFRS事例が公開されました」,IFRSフォーラム, <http://www.atmarkit.co.jp/im/fa/special/monthly/1012/01.html>より引用

<sup>29</sup> 日本板硝子(株),「国際会計基準(IFRS)の早期適用について」,p.1より引用

<sup>30</sup> イギリスのガラス製造企業

<sup>31</sup> 日本板硝子(株),「国際会計基準(IFRS)の早期適用について」,p.1より引用

<sup>32</sup> 日本たばこ産業(株),「国際会計基準(IFRS)の任意適用に関するお知らせ」,p.1より引用

<sup>33</sup> 垣内郁栄,「JTが語るIFRS適用の“目的・コスト・インパクト”」,IFRSフォーラム, <http://www.atmarkit.co.jp/im/fa/serial/enterprise/jt/02.html>より引用

<sup>34</sup> IFRSは未消化の有給休暇を決算日現在で負債として認識することを求めている

<sup>35</sup> 定率法とは、帳簿価格に一定の償却率を乗じることで毎年の減価償却費を計算する方法

<sup>36</sup> 定額法とは、毎年一定額の減価償却費を計上していく方法

<sup>37</sup> 一定期間忠実に利用した会員に対して、特典を提供するマーケティング施策のこと

によって当期利益は 3,338 百万円増加した。また同社は有形固定資産の減価償却方法を定率法から定額法に変更し、耐用年数などの見直しも行った。

図表 4 HOYA (単位:百万円)

	日本基準	IFRS	差額
売上高	413,525	413,726	+ 201
営業利益	-	-	-
税引前当期利益	49,761	51,557	+ 1,796
当期利益	37,875	41,213	+ 3,338
総資産	549,737	560,290	+ 10,553
純資産	351,472	358,749	+ 7,277
負債	198,265	201,541	+ 3,276

出所:2011年3月期決算短信より筆者作成

### 日本板硝子

日本板硝子の財務数値の変化は図表 5 の通りである。収益認識を出荷基準から着荷基準に変更したため、売上高が 143 百万円減少した。営業外損益または特別損益として計上されていた項目が、営業利益に計上されたことや、のれんの非償却による収益の増加、開発費の資産計上による費用の減少<sup>38</sup>などが影響し、営業利益は 8,515 百万円増加した。さらにその影響によって税引前当期利益は 11,946 百万円増加し、当期利益も 10,773 百万円増加した。また同社は有形固定資産の減価償却方法については従来と同様に定額法を採用している。

図表 5 日本板硝子 (単位:百万円)

	日本基準	IFRS	差額
売上高	577,212	577,069	- 143
営業利益	14,352	22,867	+ 8,515
税引前当期利益	3,360	15,306	+ 11,946
当期利益	5,042	15,815	+ 10,773
総資産	868,588	889,420	+ 20,832
純資産	226,874	226,577	- 297
負債	641,714	662,843	+ 21,129

出所:2012年3月期決算短信より筆者作成

### 日本たばこ産業

日本たばこ産業の財務数値の変化は図表 6 の通りで

<sup>38</sup> 日本基準では研究開発費はすべて費用として計上されていたが、IFRS では実用化を前提とする開発費のうち現金流入の確実性の高いもののみが資産に計上される

ある。日本基準では、たばこ税及びその他の代理取引取扱高を売上高に含めて表示していたが、IFRS ではたばこ税およびその他の代理取引取扱高は売上高に含めないことや、出荷基準から着荷基準に変更したことが影響し、売上高が 4,135,189 百万円減少した。営業外損益または特別損益として計上していた項目を営業利益に計上したことや、のれんの非償却によって収益が増加したことが影響し、営業利益は 72,640 百万円増加した。さらにその影響によって税引前当期利益は 104,744 百万円増加し、当期利益も 99,128 百万円増加した。また同社は有形固定資産の減価償却方法を定率法から定額法に変更した。

図表 6 日本たばこ産業 (単位:百万円)

	日本基準	IFRS	差額
売上高	6,194,554	2,059,365	- 4,135,189
営業利益	328,681	401,321	+ 72,640
税引前当期利益	280,498	385,242	+ 104,744
当期利益	149,608	248,736	+ 99,128
総資産	3,571,928	3,655,201	+ 83,273
純資産	1,591,203	1,601,311	+ 10,108
負債	1,980,725	2,053,889	+ 73,164

出所:2012年3月期決算短信より筆者作成

以上 ~ の各企業の財務数値への影響をまとめると以下ようになる。

会計処理の違いによって、企業によっては財務数値に大幅な変動が見られた。つまり、IFRS 適用が財務数値に与える影響は企業ごとに異なるといえる。また、このような会計処理の変更により、会計数値の変動は一時的ではなく継続的に発生すると考えられる。そこで IFRS 適用を考えている企業は、会計処理の変更が自社の財務数値に与える影響を分析し、IFRS 財務諸表を作成するための業務プロセス・システムの構築などに取り組んでいく必要がある。

### 5-3. 開示量の拡大

IFRS の有価証券報告書は注記情報のページ数が増えると言われている。これは、日本基準が基本的に選択可能な会計方針について開示することを求めているのに対して、IFRS では、原則主義に基づき、基本的に全ての重要な会計方針とその採用理由を意思決定のニーズを満たすように明瞭に開示することを求めているためである。適用企業の適用前年度と適用初年度の連結財務諸

表の注記のページ数を比較したものが図表 7 である。4 社とも IFRS を適用したことで注記が増加した。各企業の前年比を平均すると 1 社当たり 1.6 倍の増加となった。これは企業にとって負担増であり、読み手にとっても理解が大変である。しかし、IFRS のことを読み手が理解すれば、注記を読み解く負担も少なくなると考える。

図表 7 連結財務諸表注記のページ数

企業名	適用前年度	適用初年度	前年比(倍)
日本電波工業	24	36	1.5
HOYA	44	79	1.8
日本板硝子	71	97	1.4
日本たばこ産業	51	86	1.7

出所:上記各企業の有価証券報告書をもとに筆者作成

## 6. 投資家の視点から

財務諸表利用者である投資家は IFRS についてどのように考えているのだろうか。国内外のアンケート調査などを用いて明らかにしていく。

### 6-1. IFRS の目的

IFRS 基準での財務諸表の目的は、「広範な利用者が経済的意思決定を行うにあたり、企業の財務状態、業績及び財務状態の変動に関する有益な情報を提供すること」<sup>39</sup>である。日本基準では、期間損益を重視しているため、純利益までしか表示していない。これに対して IFRS では、純利益より広い概念である包括利益<sup>40</sup>として算出している。これは、資産や負債をその時点の公正価値(時価)で適切に評価することを重要視しているためである。従来の会計は、過去情報が中心であるのに対し、IFRS では、未来情報の取り込みも積極的に行っている。なぜなら、投資家にとって重要な情報は、過去の実績よりも将来予測に役立つ情報だからである。

### 6-2. 海外のアンケート調査

1 つ目に、大手監査法人のプライスウォーターハウスクーパーズ(以下、「PwC」と表記)が行った調査がある。この調査は、2005 年に欧州ファンドマネージャー 187 名を対象に行った調査で、IFRS が現行の財務諸表に比べ

てより明瞭な情報を開示することができると結論付けている。

図表 8 は、IFRS が個別企業の見方に影響を与えたのかを問うもので、影響を受けたという回答が 73%に上った。しかし、IFRS への変更が個別企業への投資判断にどのような影響を与えたのかという問いについての結果は、図表 9 の通りである。この調査によると、21%が影響され投資したと回答したが、48%は影響なしと回答した。これら 2 つのアンケートの結果から、2005 年の段階では IFRS が個別企業の見方に影響を与えているものの、投資判断には大きな影響を与えていないということがわかる。しかし、この調査は 2005 年に実施していることから、十分な実績がないため、投資家が投資判断に慎重になっていたということが考えられる。

図表 8 個別企業の見方に与えた影響

大いに与えた	6%
それなりに与えた	21%
少し与えた	46%
全く与えなかった	25%
わからない/回答なし	2%

出所:PwC, "IFRS: The European investors' view",

Feb.2006, p.7 より筆者作成

図表 9 投資判断に与えた影響

影響され投資した	21%
影響され投資しなかった	17%
売却せず持ち続けることにした	11%
売却することにした	22%
影響なし	48%

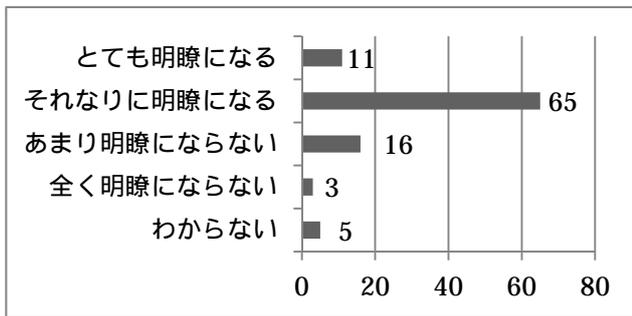
出所:前著書より筆者作成

図表 10 は、企業が提出する財務諸表を IFRS に作りかえることによって、どれくらい明瞭で理解しやすくなるかを問うものである。この調査では、現行の会計基準から IFRS に変更した場合に、提供される財務情報がより明瞭になるという回答が 76%に上っている。また、IFRS は今までの財務実績をどれくらい明瞭に表すことができるかという質問の結果は図表 11 のようになり、59%が明瞭になると回答している。これらのことから、IFRS は会計情報の明瞭性の側面では、投資家から高い評価を得ていることがわかる。

<sup>39</sup> 概念フレームワーク 12 項より

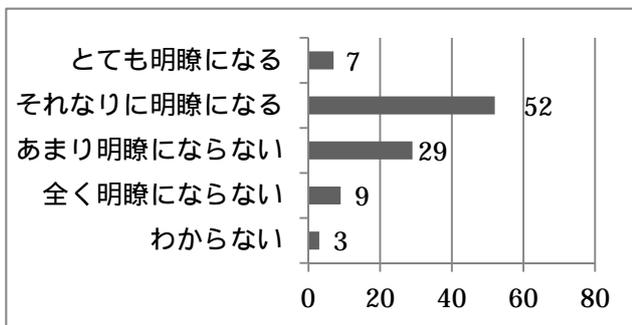
<sup>40</sup> 貸借対照表に直接算入してきた有価証券の評価損益、為替換算調整勘定・土地再評価なども企業活動で生じた損益であるとして、損益計算書に反映させた最終利益のこと。企業の最終的な儲けである純利益に資産価値の増減を加えた総合的な利益指標をいう

図表 10 財務諸表の明瞭性の変化(1)



出所: 前著書, p.5 より筆者作成

図表 11 財務諸表の明瞭性の変化(2)



出所: 前著書, p.5 より筆者作成

### 6-3. 日本のアンケート調査

日本の投資家は、IFRS の適用についてどのように考えているのだろうか。日本のアンケート調査を用いて明らかにしていく。

1 つ目に、大和総研による 2009 年のアンケート調査<sup>41</sup>がある。実施期間は 2009 年 8 月 25 日から 9 月 16 日であり、財務諸表作成者(経理・IR 担当など)75 人、アナリストやファンドマネージャーなどの財務諸表利用者 151 人が回答した。この調査の中には、IFRS の上場会社への強制適用についての質問があり、財務諸表利用者の 81% が賛成と回答した。また、この中で適用対象をもっと広げるべきであると回答した人は 30% に上った。

2 つ目に、日本証券アナリスト協会によるアンケート調査<sup>42</sup>がある。この調査は、同協会の検定会員 690 名が回

答しており、IFRS の適用についての質問項目がある。この結果によると、仮に米国が適用しなくても、日本は適用すべきであるとの回答が 58.6% と過半数を超え、米国が適用した場合には適用すべきであるとの回答が 26.4% に上った。

この二つの結果からは、日本の投資家が IFRS についてよい印象を持っているということが考えられる。

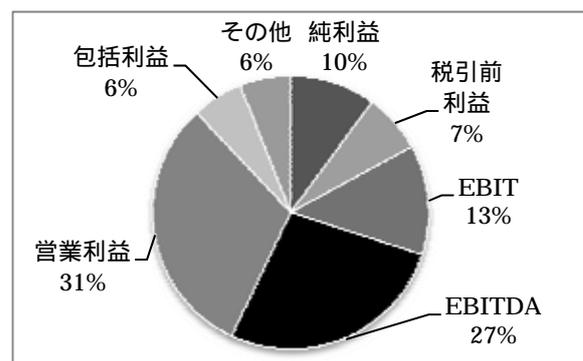
### 6-4. IFRS と日本基準の差異について

日本の会計基準から IFRS に変更する場合に大きな影響をもたらす項目は、財務諸表の作成者と利用者で異なっている。大和総研による 2010 年のアンケート調査によると、影響を受ける項目の上位 3 項目は次のようになっている。作成者では、包括利益の導入とした回答者が全体の 70%、続いて「のれん」償却の廃止が 51%、続いて過年度遡及修正が 50% となった。利用者の場合は、「のれん」償却の廃止が 78%、続いて包括利益の導入が 64%、続いて「のれん」の毎期減損テストの導入が 48% となった。この結果から、包括利益の導入と「のれん」償却の廃止が財務諸表作成者、利用者の双方に大きな影響を与えていることがわかる。

#### 6-4-1. 包括利益の導入の影響

6-4 で述べたように、包括利益の導入が企業関係者や投資家に大きな影響をもたらしている一方で、重要な経営指標として認識されているとはいえないことがこれまでの調査で明らかになっている。

図表 12 重視する経営指標(投資家)



出所: 野村亜紀子/服部孝洋, 「欧米機関投資家・アナリストは IFRS をどう扱っているのか」, p.2 より筆者作成

<sup>41</sup> 吉井一洋, 「国際会計基準導入に関するアンケート調査結果」, 大和総研ホールディングス, 2010 年, <http://www.dir.co.jp/souken/research/report/law-research/accounting/10032503accounting.pdf>

<sup>42</sup> 日本証券アナリスト協会, 「会計基準アンケート調査」の集計報告, 2010 年, [http://www.saa.or.jp/account/account/pdf/enq\\_result100730.pdf](http://www.saa.or.jp/account/account/pdf/enq_result100730.pdf)

図表 13 重視する利益項目(企業関係者)

	連結	個別
営業利益	50.30%	50.60%
経常利益	32.00%	34.70%
当期純利益	12.40%	10.60%
包括利益	3.60%	2.40%
キャッシュ・フローに関する指標	1.80%	1.80%

出所: 園田智昭, 「これからの管理会計戦略 - 原価管理拡張と IFRS への対応」, 企業会計 2013 年 2 月号, pp.60-61 より筆者作成

図表 12 は、欧米の機関投資家やアナリストが重視している経営指標である。この結果から、包括利益よりも営業利益や EBITDA<sup>43</sup>が重視されていることがわかる。

図表 13 は、日本の企業関係者が IFRS 導入時に、連結と個別の財務諸表の業績評価で重視する利益である。なお、連結と個別に分けて調査しているのは、連結先行<sup>44</sup>で IFRS を導入した場合に、連結財務諸表は IFRS で作成されるが、個別財務諸表は日本基準で作成されるからである。この調査では、包括利益を重視する人が他の利益項目を重視する人に比べて少ないという結果になった。これらの調査の結果からも、包括利益が企業関係者や投資家などには重視されているとはいえないと考えられる。

#### 6-4-2. のれん非償却の影響

日本基準では、「のれん」を 20 年内の一定年数で償却し、償却額を費用として販売費及び一般管理費に計上するという会計処理を行っている。しかし IFRS では、償却を行わずに、每期減損テストを行い、必要に応じて減損損失を計上するという会計処理を行う。これにより、IFRS を用いて財務諸表を作成した場合には、償却費相当分が営業利益以降に利益として上乘せされることになる。これは、企業買収を積極的に行っている企業ほど利益率が大きくなるということを表している。

図表 14 は、仮に IFRS を適用した場合の製薬会社の利益項目の変化を表したものである。この表からも、日本基

準から IFRS へ変更すると、営業利益が増加することがわかる。しかし、毎年最低 1 回の減損テストを行う必要がある。そのため、のれんの対象となる企業の業績が悪化した場合には、逆に多額の減損リスクを背負い込んで、一時的に莫大な損失を被るというリスクが生じるため、注意が必要である。

一概にどちらの方法が優れているとはいえないが、費用負担の平準化という観点からは、每期負担の日本基準のほうが優れていると考えられる。一方、貸借対照表に適正な資産金額を計上するという観点からは、IFRS の方が優れていると考えられる。

図表 14 営業利益の変化 (単位: 百万円)

	日本基準	のれん償却費	IFRS	増加率
武田薬品工業	265,027	22,227	287,254	8.4
アステラス製薬	131,519	11,719	143,238	8.9
大日本住友製薬	98,202	6,985	109,278	11.3
塩野義製薬	95,748	11,076	102,733	7.3
田辺三菱製薬	69,043	2,337	79,176	14.7

出所: ダイヤモンド社 ZAI オンライン, 「IFRS(国際会計基準)の衝撃第 2 弾」, <http://diamond.jp/articles/-/19115?page=2> より筆者作成

#### 6-5. まとめ

欧州企業での IFRS 適用初年度のアンケート調査によると、IFRS が投資判断に影響を与えたという結果は得られなかった。しかし、IFRS への移行によって現行の財務諸表に比べて、より明瞭な情報を開示することができるようになったということもわかった。

日本企業のアンケート調査によると、IFRS の強制適用に賛成する意見が多いことから、日本の投資家は IFRS の適用を前向きに考えているということが考えられる。

IFRS と日本基準の差異については、「のれん」償却の廃止と包括利益の導入が、財務諸表作成者と利用者の双方に大きな影響を及ぼすことがわかった。しかし、包括利益の導入が大きな影響を与えている一方で、企業関係者や投資家には重視されているとはいえないという結果になった。このことから、開示する利益項目を包括利益だけにするのではなく、純利益の開示も継続していく必要があるということが考えられる。

### 7. 分析

#### 7-1. 外国人持ち株比率の分析

<sup>43</sup> 税引前利益に支払利息と減価償却費を加算したもので、他人資本を含む資本に対してどの程度のキャッシュフローを産み出したのかを簡易的に示す利益概念

<sup>44</sup> 連結の会計基準を先に IFRS に近づけて、単体の会計基準はその後にコンバージェンスを行うこと

日本企業が IFRS を適用し、海外企業との比較可能性が高まったことで、外国人投資家を日本の資本市場に呼び込み、IFRS を適用していない企業よりも外国人持ち株比率が高くなると考えた。そこでこの章では、2007～2012年の会社四季報を用いて、外国人持ち株比率の分析を行う。

## 7-2. 外国人持ち株比率

本章で分析する外国人持ち株比率とは、企業の発行済み株式に対し、外国人がその株式を所有している比率を示したものである。日本での外国人投資家の株式保有比率は、金額ベース<sup>45</sup>で1990年度末は4.7%<sup>46</sup>、2011年度は26.3%<sup>47</sup>である。外国人持ち株比率が高い日本企業は、外国人投資家からの信頼を得ているといえる。つまり、外国人投資家から見て、その企業の将来性が優れていると考えられる。また、外国企業の子会社および、事業提携を行っている企業は、自然と外国人持ち株比率は高くなると考えられている。

## 7-3. 分析方法

外国人持ち株比率の比較を行うにあたって、以下の2つの分析を行う。

・IFRS 任意適用企業の外国人持ち株比率が非適用の同業他社の外国人持ち株比率より高くなっているのかどうかを、t検定を行って検証する。

・IFRS 任意適用企業の外国人持ち株比率が適用前に比べて適用後の方が高くなっているのかどうかを、t検定を行って検証する。

ここでのサンプルは、IFRS を任意適用している日本電波工業、HOYA、住友商事、日本たばこ産業、日本板硝子の計5社とその各同業他社である。サンプルの同業他社に関しては、会社四季報の業種分類をもとにし、東証一部上場企業とする。この理由としては、IFRS 任意適用企業が東証一部上場であるためである。調査期間は、各企業適用3年前から現在までとする。期間の設定理由としては、日本で最も早期に適用した日本電波工業が適用から3年経過しているため、これを基準として適用3年前からとした。なお、2013年3月期第1四半期に適用した

ディー・エヌ・エー、アンリツ、SBI ホールディングスは適用後のデータが少ないため調査対象から除いた。

## 7-4. 検証の定義と条件

t検定は2通りの方法によって検証する。1つ目は「分散が等しくないと仮定した2標本による検定」、2つ目は「等分散を仮定した2標本による検定」を行う。以下では、前者を(1)、後者を(2)と表記する。

t検定による分析の判断基準については、5%水準を用いる。よって、本章の分析における定義として、P片側が5%を下回っている場合に「本質的な差がある」とする。またこの章では、(1)と(2)の両方の検定で「本質的な差がある」と出た場合のみを「本質的な差がある」とする。

### 7-5-1. 同業他社との比較

IFRS 適用企業は、同業他社に比べて外国人持ち株比率が高くなるのかを、t検定を行って検証する。

まず、IFRS 適用の影響が表れる時期を2つの場合に分けて分析する。1つ目は、IFRS 適用後すぐにその影響が表れる場合である。2つ目は、IFRS の影響が適用前後を通して表れる場合である。この理由としては、企業がIFRS を適用するにあたって、数年前から投資家の注目を集めていたのではないかと考えたからである。1つ目の場合を検証するために、適用前と適用後に分けてt検定を行う。なお、分析には2年以上のデータを必要とするため、日本たばこ産業と日本板硝子は、適用後の分析対象から除く。2つ目の場合を検証するために、適用前後を含めた全期間のt検定を行う。

#### 日本電波工業

##### ( )適用前と適用後

図表15より、同社の適用前の外国人持ち株比率の平均値と適用後の平均値はどちらも同業他社を下回っている。また、適用前のt検定の結果は次のようになった。(1)では、P片側が40.25%となり、(2)では40.46%となった。よって、IFRS 適用企業と同業他社との間には、本質的な差はなく、「誤差の範囲」であるという結果になった。

適用後のt検定の結果は次のようになった。(1)では、P片側が0.03%となり、(2)では0.54%となった。よって、IFRS 適用企業と同業他社との間には、「本質的な差がある」という結果になった。

##### ( )全期間

<sup>45</sup> 集計方法の一つ、売買代金を基に考える

<sup>46</sup> 鈴木陽司、「国内株式市場で存在感を増す海外投資家」、ニッセイ基礎研究所、2000年

<sup>47</sup> 日本経済新聞、「外国人の株式保有比率3年ぶりに低下」、[http://www.nikkei.com/article/DGXNASGC20010\\_Q2A620C1EE8000/](http://www.nikkei.com/article/DGXNASGC20010_Q2A620C1EE8000/)

図表 15 より、同社の全期間の平均値は同業他社を下回っている。t検定の結果は次のようになった。(1)では、P片側が6.49%となり、(2)では7.49%となった。よって、IFRS 適用企業と同業他社との間には、本質的な差はなく、「誤差の範囲」であるという結果になった。

図表 15 日本電波工業と同業他社の平均値

	日本電波工業	同業他社(社数)
2007	21.00	18.62(152)
2008	16.30	17.69(152)
2009	11.60	14.91(146)
2010	9.50	15.09(128)
2011	10.01	16.8(134)
2012	9.70	14.95(135)
適用前平均	16.30	17.07
適用後平均	9.74	15.61
全期間平均	13.02	16.34

HOYA

( )適用前と適用後

図表 16 より、同社の適用前の外国人持ち株比率の平均値と適用後の平均値はどちらも同業他社の平均値を上回っている。また、適用前のt検定の結果は次のようになった。(1)、(2)のどちらの分析でもP片側は、ほぼ0%になった。よって、IFRS 適用企業と同業他社との間には、「本質的な差がある」という結果になった。

適用後のt検定の結果は次のようになった。(1)では、P片側が0.03%となり、(2)では0.72%となった。よって、IFRS 適用企業と同業他社との間には、「本質的な差がある」という結果になった。

( )全期間

図表 16 より、同社の全期間の平均値は同業他社を上回っている。t検定の結果は(1)、(2)のどちらの分析でもP片側がほぼ0%になり、IFRS 適用企業と同業他社との間には、「本質的な差がある」という結果になった。

図表 16 HOYAと同業他社の平均値

	HOYA	同業他社(社数)
2008	51.90	14.09(17)
2009	51.20	10.36(18)
2010	53.60	11.12(19)
2011	52.50	11.01(20)
2012	54.30	11.62(21)
適用前平均	52.23	11.86
適用後平均	53.40	11.32
全期間平均	52.70	11.64

住友商事

( )適用前と適用後

図表 17 より、同社の適用前の外国人持ち株比率の平均値と適用後の平均値はどちらも同業他社の平均値を上回っている。また、適用前のt検定の結果は次のようになった。(1)では、P片側がほぼ0%となり、(2)では0.22%となった。よって、IFRS 適用企業と同業他社との間に「本質的な差がある」という結果になった。

適用後のt検定の結果は次のようになった。(1)では、P片側が0.51%となり、(2)では3.21%となった。よって、IFRS 適用企業と同業他社との間には、「本質的な差がある」という結果になった。

( )全期間

図表 17 より、同社の全期間の平均値は同業他社を上回っている。t検定の結果は次のようになった。(1)、(2)のどちらの分析でもP片側は、ほぼ0%になった。よって、IFRS 適用企業と同業他社との間には、「本質的な差がある」という結果になった。

図表 17 住友商事と同業他社の平均値

	住友商事	同業他社(社数)
2008	35.70	11.53(58)
2009	31.30	9.92(59)
2010	35.90	10.37(60)
2011	36.80	11.26(60)
2012	32.10	11.25(58)
適用前平均	34.30	10.61
適用後平均	34.45	11.26
全期間平均	34.36	10.87

日本たばこ産業

( )適用前

図表 18 より、同社の適用前の外国人持ち株比率の平均値は、同業他社を上回った。適用前のt検定の結果は次のようになった。(1)、(2)のどちらの分析でもP片側は、ほぼ0%になった。よって、IFRS 適用企業と同業他社との間には、「本質的な差がある」という結果になった。

( )全期間

図表 18 より、同社の全期間の平均値は同業他社を上回っている。t検定の結果は(1)、(2)のどちらの分析でもP片側がほぼ0%になり、IFRS 適用企業と同業他社との間には、「本質的な差がある」という結果になった。

図表 18 日本たばこ産業と同業他社の平均値

	日本たばこ産業	同業他社(社数)
2009	26.10	10.49(68)
2010	26.40	9.55(63)
2011	26.50	9.94(65)
2012	27.30	10.23(64)
適用前平均	26.33	9.99
全期間平均	26.58	10.05

日本板硝子

( )適用前

図表 19 より、同社の適用前の外国人持ち株比率の平均値は、同業他社を上回った。適用前のt検定の結果は次のようになった。(1)では、P 片側が 0.02%となり、(2)では 0.46%となった。よって、IFRS 適用企業と同業他社との間には、「本質的な差がある」という結果になった。

( )全期間

図表 19 より、同社の全期間の平均値は同業他社を上回っている。t 検定の結果は次のようになった。(1)では、P 片側が 0.06%となり、(2)では 0.53%となった。よって、IFRS 適用企業と同業他社との間には、「本質的な差がある」という結果になった。

図表 19 日本板硝子と同業他社の平均値

	日本板硝子	同業他社(社数)
2009	31.10	10.37(31)
2010	29.50	12.16(27)
2011	36.00	11.48(28)
2012	21.00	11.8(27)
適用前平均	32.20	11.34
全期間平均	29.40	11.45

以上 ~ のt検定の結果をまとめると図表 20 ~ 22 のようになった。

図表 20 と図表 21 から、IFRS 適用後すぐにその影響が表れる場合の結果を述べる。日本電波工業は、IFRS 適用前には「誤差の範囲」であったが、適用後は「本質的な差がある」という結果になった。だが、同社の外国人持ち株比率の平均値が適用前後で同業他社を下回っているため、IFRS 適用によって、同業他社よりも外国人持ち株比率が高くなったとは言えない。また、HOYA と住友商事は適用前と適用後で本質的な差があり、IFRS を適用した

ことにより、本質的な差が生み出されたのかどうかはわからなかった。また、適用前のt検定の結果から、日本では外国人持ち株比率が同業他社に比べて高い企業が IFRS を任意適用している傾向があるということがわかった。

次に図表 22 から、IFRS の影響が適用前後を通して表れる場合の結果を述べる。5社中4社が「本質的な差がある」という結果になった。よって、IFRS 適用前後の全期間では、適用企業が同業他社よりも外国人持ち株比率が高くなる傾向があるということがわかった。

図表 20 同業他社とのt検定の結果(適用前)

	(1)のP片側	(2)のP片側	分析の結果
日本電波工業	40.25%	40.46%	誤差の範囲
HOYA	0.00%	0.00%	本質的な差がある
住友商事	0.00%	0.22%	本質的な差がある
日本たばこ産業	0.00%	0.00%	本質的な差がある
日本板硝子	0.02%	0.46%	本質的な差がある

図表 21 同業他社とのt検定の結果(適用後)

	(1)のP片側	(2)のP片側	分析の結果
日本電波工業	0.03%	0.54%	本質的な差がある
HOYA	0.03%	0.72%	本質的な差がある
住友商事	0.51%	3.21%	本質的な差がある

図表 22 同業他社とのt検定の結果(全期間)

	(1)のP片側	(2)のP片側	分析の結果
日本電波工業	6.49%	7.49%	誤差の範囲
HOYA	0.00%	0.00%	本質的な差がある
住友商事	0.00%	0.00%	本質的な差がある
日本たばこ産業	0.00%	0.00%	本質的な差がある
日本板硝子	0.06%	0.53%	本質的な差がある

7-5-2. IFRS 適用前後の比較

IFRS 適用企業は、適用前に比べて適用後の外国人持ち株比率が高くなるのかをt検定を行って検証する。なお、検定において、適用前後2年以上のデータを必要とするため、日本たばこ産業と日本板硝子は調査対象から除いた。

日本電波工業

同社の外国人持ち株比率の平均値は、適用前 3 年間で 16.30%で、適用後 3 年間では、9.74%となり、減少している。t検定の結果は次のようになった。(1)では、P 片側が 3.66%となり、(2)では 6.85%となった。よって、IFRS 適用前後の外国人持ち株比率は、本質的な差がなく、

「誤差の範囲」という結果になった。

HOYA

同社の外国人持ち株比率の平均値は、適用前3年間で52.23%で、適用後2年間では、53.40%になり、増加している。t検定の結果は次のようになった。(1)では、P片側が19.05%となり、(2)では20.82%となった。よって、IFRS適用前後の外国人持ち株比率は、本質的な差がなく、「誤差の範囲」という結果になった。

住友商事

同社の外国人持ち株比率の平均値は、適用前3年間で34.30%で、適用後2年間では、34.45%になり、増加している。t検定の結果は次のようになった。(1)では、P片側が47.89%となり、(2)では48.10%となった。よって、IFRS適用前後の外国人持ち株比率は、本質的な差がなく、「誤差の範囲」という結果になった。

以上の結果をまとめると、図表23と図表24のようになった。適用前後で外国人持ち株比率の平均値は、3社中2社が増加していたが、誤差の範囲という結果になった。よって、企業がIFRSを適用することによって、外国人持ち株比率が上昇し、本質的な差を生み出すことができたという結果は得られなかった。

図表23 導入前後の外国人持ち株比率の平均値

	適用前	適用後
日本電波工業	16.30	9.74
HOYA	52.23	53.40
住友商事	34.30	34.45

図表24 導入前後のt検定の結果

	(1)のP片側	(2)のP片側	分析の結果
日本電波工業	3.66%	6.85%	誤差の範囲
HOYA	19.05%	20.82%	誤差の範囲
住友商事	47.89%	48.10%	誤差の範囲

8. 株価分析

日本企業がIFRSを適用し、海外企業との比較可能性が高まったことで国内外からの投資が増え、企業の株価は上がり、資金調達の面でメリットを得ることができるのではないかと考えた。そこで以下の分析を行う。

8-1. 分析方法

本研究において、資金調達の上でメリットが得られたと

判断する条件は以下の通りである。

IFRSで作成した財務諸表が公表された日の前後1年間の適用企業の株価の変化率が、以下の条件、を両方満たしているときにメリットが得られたとする。

・日経平均株価の変化率を上回っているとき。

・同業他社の株価の変化率を上回っているとき。

なお、変化率はYahoo!ファイナンス<sup>48</sup>の株価の週足のデータを用いて算出した。

サンプル企業の選出については、現在IFRSを任意適用している日本電波工業、HOYA、住友商事、日本たばこ産業、日本板硝子の計5社とその各同業他社とする。サンプルの同業他社に関しては、会社四季報の業種分類をもとにし、またIFRS任意適用企業が東証一部上場企業であるため、比較対象となる同業他社も東証一部上場企業とする。ただし、現在までに、上場廃止した企業はデータが得られなかったため、比較対象からは除いた。

8-2. 分析結果

日本電波工業

図表25より、適用後の株価の平均値が適用前の平均値より24.5%減少していた。これは、条件、ともに当てはまらない。そのため、日本電波工業がIFRSを適用したことにより株価に影響を与えた可能性は低い。よって、IFRSを適用したことにより、資金調達の面で大きなメリットが得られたとは言い難い。

図表25 日本電波工業の株価変化率

	適用前年度比(%)
日経平均	-3.8
日本電波工業	-24.5
同業他社(122社)	-9.97

HOYA

図表26より、適用後の株価の平均値が適用前の平均値より11.16%減少していた。これは、条件、ともに当てはまらない。そのため、HOYAがIFRSを適用したことにより株価に影響を与えた可能性は低い。よって、IFRSを適用したことにより、資金調達の面で大きなメリットが得られたとは言い難い。

<sup>48</sup> Yahoo!ファイナンス, <http://finance.yahoo.co.jp/>

図表 26 HOYA の株価変化率

	適用前年度比 (%)
日経平均	-6.93
HOYA	-11.16
同業他社 (21社)	+830.5

## 住友商事

図表 27 より、適用後の株価の平均値が適用前の平均値より 1.67%減少していた。よって、IFRS を適用したことにより、資金調達の面でメリットが得られたといえる。

図表 27 住友商事の株価変化率

	適用前年度比 (%)
日経平均	-7.5
住友商事	-1.67
同業他社 (60社)	-24.5

## 日本板硝子

図表 28 より、適用後の株価の平均値が適用前の平均値より 41.7%減少していた。これは、条件、ともに当てはまらない。そのため、日本板硝子が IFRS を適用したことにより株価に影響を与えた可能性は低い。よって、IFRS を適用したことにより、資金調達の面で大きなメリットが得られたとは言い難い。

図表 28 日本板硝子の株価変化率

	適用前年度比 (%)
日経平均	-9.27
日本板硝子	-41.7
同業他社 (27社)	-13.96

## 日本たばこ産業

図表 29 より、適用後の株価の平均値が適用前の平均値より 30.2%増加していた。これは条件、ともに当てはまっている。よって、IFRS を適用したことにより、資金調達の面でメリットが得られたといえる。

図表 29 日本たばこ産業の株価変化率

	適用前年度比 (%)
日経平均	-0.4
日本たばこ産業	+30.2
同業他社 (60社)	+11.06

## 8-3. 株価分析のまとめ

適用企業 5 社中 3 社が IFRS を適用したことにより、株価に影響を与え、資金調達の面で大きなメリットが得られたとは言い難いということがわかった。

しかし、住友商事と日本たばこ産業の株価が上がり、資金調達の上でメリットが得られたという結果になった。その理由について考えられることは、6 章で述べたように、のれんの非償却によって、当期純利益や包括利益などが増加したことが考えられる。両社は M&A を積極的に行っている企業であるため、その影響を受けたと考えられる。よって本研究では IFRS を適用したことにより、資金調達の面で大きなメリットが得られた企業数は少ないが、企業の方針によってはメリットが得られるという結果になった。

## 9. 総括

これまでの結果から、日本で IFRS を適用した場合の影響として次のようなことが考えられる。1 つ目は、細則主義から原則主義に変わること、会計処理が妥当かどうかの判断が必要となる。IFRS 先行適用国の欧州では、自国の会計基準が元々原則主義であったため、大きな混乱は起きなかった。しかし、日本では細則主義から原則主義への変更であるため、注意が必要である。また、原則主義への移行に伴い、企業の説明責任が増大することにも注意しなければならない。2 つ目に、ビジネスモデルや業種によって財務数値への影響が異なることである。例えば、商社は仲介取引が多いため、売上高を大きく縮小してしまう可能性がある。また、自動車業界などの多額の研究開発投資を行う企業は、資産計上される開発費が多額になる可能性があるということが挙げられる。

欧州の事例からは、IFRS を適用した際に財務数値の明瞭性が高まったという結果が得られたため、日本でも

同様の効果が期待できるのではないかと考える。しかし日本では、任意適用企業が少なく、同様の調査は行われていないため現段階での判断はできない。

IFRS 適用が外国人持ち株比率にプラスの影響を与えたのかを検証するために、t検定を用いて分析を行った。同業他社との比較では、IFRS 適用企業は同業他社よりも外国人持ち株比率が高い傾向があることがわかった。その要因の1つとしてIFRSの適用が考えられる。よって、IFRS適用が外国人投資家を国内の市場に呼び込む1つの要因となり得ると考えられる。だが、どの程度の影響を与えているのかまではわからなかった。また、適用企業の適用前後の比較では、日本企業がIFRSを適用することによって、外国人持ち株比率が上昇し、本質的な差を生み出すことができたという結果は得られなかった。

資金調達面でメリットを得られたのかということを検証するために、株価変動の分析を行ったが、5社中3社がメリットを得られなかった。しかし企業の方針や戦略によってはメリットを得ることができるという結論になった。

今回の研究において、IFRS適用は投資家にはメリットをもたらすが、企業にとってはメリットにもデメリットにもなり得ることがわかった。そのため、IFRS適用が双方にとって必ずしもプラスになるとは限らないといえる。

よって、現段階において私たちは日本にIFRSの強制適用は必要ないと考える。

## 10. 考察及び今後の課題

最後に、本研究での考察と今後の課題を述べる。

まず考察として、IFRSの適用は企業によってメリット・デメリットに差がある。そのため日本はIFRSを強制適用するのではなく、任意適用を継続していき、企業が自社で適用判断の意思決定をすることが望ましいと考えられる。

任意適用をするにあたっては、上場企業は自社へのメリットなどを考慮しつつ、IFRS適用の検討が求められる。そのためにも、IFRS適用をこれまでの無駄や古いシステムから抜け出し、企業のグローバル化、経営や組織改革の機会とも捉えることが重要である。

またIFRS適用に関わらず、今後は、会計ビッグバン以降の米国や他国の対応に追従する形をやめ、SECなどの意思決定を待たずに、自国や企業が自ら意思決定を

行うべきであると私たちは考える。

次に本研究の課題として、7章の外国人持ち株比率の分析の問題点について述べる。第一に、サンプルとなる適用企業数が少なく、十分な検証ができなかった。そのため、今後適用企業が増えた場合には、サンプル数を増やし、分析を行う必要がある。第二に、IFRSが適用企業の外国人持ち株比率が高くなる要因の1つとして考えられたが、どの程度の影響を与えているのかまではわからなかった。そのため、他の要因も調査する必要がある。第三に、IFRS適用企業と非適用の同業他社との外国人持ち株比率の変化幅を分析していないことである。そこで今後はこの分析を行うことでより研究が深まると考えられる。

次に8章の株価分析の問題点を述べる。第一に、日本たばこ産業が資金調達の上でメリットが得られたという結果になったが、適用後1年が経過していなかったため、適用後1年のデータが得られなかった。よって、今後も研究を続けていき、適用前後の期間をそろえた上で分析を行う必要がある。第二に、主要事業であるたばこの業界自体、国内ではこの会社しか無いいため、同業他社との比較が難しいことも考えられる。そのため、海外の同業他社との比較も視野に入れる必要がある。

以上が、本研究の考察と今後の課題である。

## 【主要参考 URL】

- ・垣内郁栄,「JT が語る IFRS 適用の“目的・コスト・インパクト”」,IFRS フォーラム,  
<http://www.atmarkit.co.jp/im/fa/serial/enterprise/jt/02html>
- ・垣内郁栄,「12 月: 貴重な IFRS 事例が公開されました」,IFRS フォーラム,  
<http://www.atmarkit.co.jp/im/fa/special/monthly/1012/01.html>
- ・垣内郁栄,「日本電波工業「IFRS を適用しない理由はない」」, IFRS フォーラム,  
<http://www.atmarkit.co.jp/im/fa/serial/enterprise/ndk/01.html>
- ・金融庁,「IFRS に関するアジア調査出張(韓国)調査報告書概要」,  
[http://www.fsa.go.jp/singi/singi\\_kigyousiryousoukai/20120217/03e.pdf](http://www.fsa.go.jp/singi/singi_kigyousiryousoukai/20120217/03e.pdf)
- ・金融庁,「IFRS に関する欧州調査出張(フランス・ドイツ・EFRAG)調査報告書概要」,  
[http://www.fsa.go.jp/singi/singi\\_kigyousiryousoukai/20120217/03a.pdf](http://www.fsa.go.jp/singi/singi_kigyousiryousoukai/20120217/03a.pdf)
- ・金融庁,「IFRS 適用に関する検討について」,<http://www.fsa.go.jp/common/conference/danwa/20110621-1.html>
- ・金融庁,「IFRS に関する北米調査出張(米国)調査報告書概要」,  
[http://www.fsa.go.jp/singi/singi\\_kigyousiryousoukai/20120217/03b.pdf](http://www.fsa.go.jp/singi/singi_kigyousiryousoukai/20120217/03b.pdf)
- ・金融庁,「国際会計基準(IFRS)に関する誤解」,<http://www.fsa.go.jp/news/21/sonota/20100423-2/01.pdf>
- ・金融庁,「我が国における国際会計基準の取扱いについて(中間報告)」,  
<http://www.fsa.go.jp/news/20/20090616-1/02.pdf>
- ・経営指導員等 WEB 研修,<http://www.skillupseminar.com/index.html>
- ・サンブリヂ FA グループ,「5 月 金融・経済レポート」,[http://www.sunbridge.co.jp/news/img/img319\\_file.pdf](http://www.sunbridge.co.jp/news/img/img319_file.pdf)
- ・竹田孝洋,「日本初 IFRS 適用日本電波工業一番乗りに「通常の 3 倍の負荷」」,週刊ダイヤモンド,  
<http://diamond.jp/articles/-/8313>
- ・東京証券取引所,「Exchange Square Vol.10」,<http://www.tse.or.jp/about/publication/esquare/b7gje60>
- ・日経ビジネス,「グローバル企業にとって“経営管理の標準化”は不可欠」,  
<http://special.nikkeibp.co.jp/ts/article/ab0b/115843/>
- ・Yahoo!ファイナンス,<http://finance.yahoo.co.jp/>
- ・吉井一洋,「国際会計基準導入に関するアンケート調査結果」,大和総研ホールディングス,2010 年,  
<http://www.dir.co.jp/souken/research/report/law-research/accounting/10032503accounting.pdf>

## 【主要参考文献】

- ・飯塚隆/前川南加子/有光琢郎,『IFRS(国際会計基準)の基本』,日本経済新聞出版社,2011 年
- ・園田智昭,「これからの管理会計戦略 - 原価管理拡張と IFRS への対応」,『企業会計 2 月号』,2013 年
- ・中島康晴,『知らないではすまされないマネジメントのための IFRS』,日本経済新聞出版社,2010 年
- ・日経 BP ムック,『IFRS 国際会計基準 利益激変 決算書の常識が変わる』,日経 BP 社,2009 年
- ・日経 BP ムック,『すぐ分かる、IFRS 国際会計基準』,日経 BP 社,2010 年
- ・野村亜紀子/服部孝洋,「欧米機関投資家・アナリストは IFRS 包括利益をどう扱っているのか」,『資本市場クォーターリー』,野村資本市場研究所,2010 年冬号
- ・PwC,“IFRS: The European investors view”,Feb.2006
- ・HOYA(株)財務部連結グループ,「シリーズ IFRS を導入したわが社の取組み 第4弾 HOYA(1)」,週刊経営財務
- ・望月実/花房幸範/三木孝則,『IFRS 決算書読解術』,阪急コミュニケーションズ,2012 年